

猟銃等講習会のお知らせ（追加分）

猟銃又は空気銃について近く許可の更新を受けようとする方のための、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定による「経験者講習会」を追加で開催します。

受講を希望する方は、開催日の5日前までに、住所地を管轄する警察署に、受講料（長崎県証紙）と写真1枚を添えてお申し込みください。

- 講習会開催時刻に遅刻した場合又は途中退席した場合は、受講が無効となります。
- 開催場所が都合により変更となる場合がありますので、御了承ください。その場合は、受理警察署担当者から連絡します。
- 各会場には定員がありますので、御注意ください。（定員となり次第受付を終了します。）
- 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、講習会場ではマスクを着用してください。
- 新型コロナウイルス等の感染症拡大などにより中止・延期等する場合があります。

【令和4年10月】

- 経験者講習会（現に猟銃又は空気銃を所持しているものに限る。）

開催日時		開催場所	定員
10月14日（金）	・受付 9時00分～ 9時30分	対馬市巖原町中村633番地	20人
	・講習 9時30分～12時30分	対馬南警察署	

※ 受講料 3,000円

長崎県公安委員会